

前回の審議会で回答を保留した事項について（知事部局）

保留事項	回 答
審議会は、公文書の廃棄に係る意見聴取の際、公文書管理規程の別表第 1 の付表において「廃棄」とされている公文書であっても、廃棄不適當（移管適當）である旨の意見を述べることができるか。	審議会は、公文書管理規程の定めに縛られませんので、当該公文書が条例施行規則第 2 条各号に掲げる歴史公文書の基準に該当すると判断する場合は、廃棄不適當である旨の意見を述べることができます。